

◇番号	201703
◇研究機関名	熊本大学
◇経緯・概要	<p>【発覚の時期及び契機】 平成 28 年 10 月、本学の研究者（名誉教授）について、科学研究費助成事業の研究費による出張の事実が確認できない事態が起こっていると、マーケティング推進部へ報告があった。</p> <p>【調査に至った経緯等】 予備調査を行った結果、不正使用の疑いがあったため、平成 28 年 11 月 24 日に研究費調査委員会を設置し、調査を実施した。</p>
◇調査	<p>【調査体制】 研究費調査委員会（学内委員 3 名、学外委員（弁護士、公認会計士） 2 名）を設置して調査を実施。</p> <p>【調査内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査期間 平成 28 年 11 月～平成 29 年 6 月 ・ 調査対象 当該研究者が関わったすべての研究費を対象に調査。（平成 23 年度～平成 28 年度） ・ 調査方法 書面調査においては、執行関係書類及び当該研究者本人への調査、宿泊先、用務先、兼業先に対する調査を実施。 聞き取り調査については、当該研究者、関係教員、事務職員等に対して調査を実施。
◇調査結果	<p>【不正の種別】 架空請求（カラ出張）</p> <p>【不正の具体的な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 動機、背景 当該研究者は、明確な動機については言及していないが、旅行命令の変更手続きを煩わしく感じたと供述しており、その後の調査においても、それ以上判明しなかった。 ・ 手法 当該研究者は、旅行命令とは異なる旅行を行うことで、過払い金を発生させる場合があった。しかし、旅行命令の変更届の提出を怠り、旅行命令通りに出張を行ったとする虚偽の出張報告書を繰り返し作成し、旅行命令と実際の旅行との差額を、年度内の出張費用等に充て調整していた。 具体的な手法としては、実際には休館中であった図書館を用務先とした旅行を行っていたことや、宿泊を伴う出張計画を日帰り出張に変更し宿泊をしない旅行を行っていたこと、私的旅行と判断せざるをえない帰省を目的とした旅行を行っていたことなどがある。

- ・不正に支出された研究費等の種類、額及びその使途（私的流用の有無）

資金の種類	不正に支出された研究費の額	不正に関与した研究者数
科学研究費補助金	412,788 円	1 人
計	412,788 円	1 人（実人数※）

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

（私的流用の有無）

旅費の一部が帰省を目的とする私的旅行に使用されていたため、私的流用があったと判断する。

なお、当該研究者の供述によれば、過払い金の使途については、年度内で他に旅行する際の交通費等の旅行費用として使用していたと推測されるが、過払い金の具体的な使途について特定できないため、当該経費が私的なものに流用された可能性は否定できず、個人の利益を得るために計画的・意図的に行われたものとは断定できないが、結果的に私的流用があったと判断せざるを得なかった。

【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

当該研究者が、虚偽の出張報告を繰り返していたことを認めたこと、私的流用もあったことから、平成 24、25、26、28 年度に合計 23 件、412,788 円の旅費について不正使用があったと認定した。

◇不正の発生要因と再発防止策

【発生要因】

大学として、これまで、個別旅行命令に関して、学会等の開催案内等をもとに、日程、用務内容、宿泊の必要性等について確認を行い、出張後にも報告書の内容を確認の上、旅費の支出手続きを行うなど、不正防止のための様々な取組を行ってきた。

しかしながら、当該研究者は日頃から管理意識が低く、出張内容に変更があったにもかかわらず旅行命令の変更手続きを怠り、当初の旅行命令通りに用務を遂行したように出張報告書の作成を意図的に行ってきたことにより発生したものである。

【再発防止策】

出張の事実を確実に把握するための措置として、本学の旅費システムのカスタマイズを行い平成 29 年 8 月から実施している。

具体的には、

- ・旅行申請段階において、「打合せの相手先等」や「参加学会名」について、具体的に用務を入力するようシステム上で注意喚起する。
- ・出張報告画面で旅行申請内容に変更が生じた場合は、変更手続きを行うようシステム上で注意喚起する。
- ・出張事実と出張報告に相違がないことを、出張報告画面で出張者に確認させた上でチェック欄にチェックをさせる。
- ・出張報告書に宿泊先欄を設け、宿泊先ホテル等を入力させる。
- ・出張報告の際、証拠書類として用務遂行を確認できる資料（学会参加票、学会のレジュメ等のいずれか 1 つ）を提出させる。

	<p>その他には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出張報告の徹底 出張後、速やかに報告するよう指導を徹底する。 ・委託業者へのチケット手配率向上 委託している旅行業者へのチケット等の手配率を向上させることで、管理体制を強化する。 なお、委託業者へ手配を依頼した場合、航空機利用に係る証明書類の提出は不要となるため手続きの手間も軽減される。 <p>などの改善措置を実施した。</p> <p>また、研究費の使用に関する更なる意識改革のための措置として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅行申請等に係る留意事項について、平成 29 年 4 月 26 日付けで本学の全教職員へ通知済み。 ・教員に対し旅費システムの操作説明会を開催し、旅費システム改善の目的・意義について理解させ入力方法の周知徹底を図った。 ・旅費担当事務職員（公的資金の経理に携わる非常勤職員を含む）に対し旅費システムの操作説明会を開催し、旅費システム改善の目的・意義について理解させ入力方法の周知徹底を図った。 ・教職員を対象とした研究費の不正使用等に関する研修会を開催する。 全教職員を対象とした研修会を複数回実施し、研究費の不正使用防止に対する意識を高める。（平成 29 年 7 月に第 1 回目、9 月に第 2 回目の研修会を開催。） <p>などの改善措置を実施した。</p>
<p>◇その他（研究機関が行った措置）</p>	<p>不正を行った当該研究者については、在職期間中に旅費の架空請求（カラ出張）を行っており、平成 29 年 10 月 26 日付で停職 2 月相当と判断し、本人に通知した。</p>